

# 関西農業史研究会報

No.15-1980.7.22

不快指数も80をこえ、むし暑い京都の夏が再びやってきました。さて、今報No.15をお届けします。オ29回例会は、三橋先生の御報告で、6月28日は10名の参加をもって南がけしました。以下、その報告要旨と討論要旨です。

オ29回例会(6.28) 三橋時雄氏

「近世農業経営規模論の一齒句」

—船橋巨(愷信)の農一戸業論を中心に—

## (一)緒言

昭和15年当時、逞しき農家の適正規模論に関する歴史的研究という観点から取り上げたものを、今回は「近世農業経営の性格とくに経営理念」研究の一助にもなればと思い船橋愷信著『田法独合点』に現われた農一戸業論を取り上げてみた。

## (二)農一戸業の概念

著者船橋愷信の師にあたる長島仁左衛門によれば、周制で農一戸の耕作規模を百畝としたのと同じ考え方であって、農家一戸の労力の量に応じた面積の田畑を耕作する農家一戸の生業のことをいう。

## (三)『田法独合点』における「農一戸業」論の要旨

農民一人の力が耕せる田は5反、その高5石である。今の高1石の所で米の収獲で主る限界は2石であるから、1人の耕せる5

反(高5石)の収穫米は10石である。従って家族員数9人の上農夫といわれる農家1戸の正丁3人が耕せば田1町5反で収穫できる米は30石である。これを田業といい、250日ほど功を遂げ、11月から2月半までの110日は農隙(農床期)といい、田業の助けになる余業に従事する。この場合、その地方に産物があるば産物を取り、産物がなければ薪を取り、草・茅(菅)を刈り、藁を踏み、女は糸機・洗濯などそれぞれの業をする。(中略)

田の無い貧者は富者から田畑高15石を借りて収穫米30石を得、その中から田主へ私租米7石5斗と畑の私租3石5斗を納め、残り19石が小作人の私得となり、この米が貧者9口の食となる。これに対し、富者は田畑高15石を貧者に貸し、私租11石を受け、この内より田畑の税賦9石を納め、残米2石が家族1人の食となる。故に貸付地の小作料収入のみで10人の食を得るためには料田高150石が必要で、自分の手で耕して得る1戸の私得と10戸分の料田高150石と同じである。

なお100石の田畑の中には、華租の山林を添えて得たければ農家の家計は立ち難い。この山林より利を得たり、五穀の外に紅花・藍灰には砂糖・烟草の類、そのほか地味により種々のものを作って家計を営む。嗚呼、農の利乏しきこと想うべしと言っている。

#### (四)「農一戸業」論の社会経済的背景

農一戸業について上記のようなことを論じている『田芸独合点』は安政年間に武蔵国関宿藩士船橋野信によって著わされたもので、

著者は当時、領内農村における農民層の分解が進行し農村が疲弊している中で、藩の治水墾田事業にも関係したことから、農政問題とくに田制の改革について勉強し、田荘独合点を著わした。

#### (五)「農一戸業」論の思想史的背景

その際、船橋惣信が直接に教えを受けたのは上浦藩の農政学者長島仁左衛門で、その影響を受けた惣信は、中国の井田法とわが国上古の班田法を神制とし、いつの日か革命のようなことが起った場合には、農家にその耕作能力に応じた面積の田畑が配分され、それによって農一戸の生業が成り立つことを願っている。したがって、農業経営の規模といても農家の家族構成の違いによって差があるのは班田収授の場合と同じであるが、馬を持っている場合には、田畑の配分を1口分増すという点は、社会政策的土地政策といわれる日本の班田法と異り、むしろ生産政策的土地政策といわれる中国の井田法の思想に近い。

#### (六)「農一戸業」論の性格

暹羅の報告では、以上のようなことから、船橋惣信の農一戸業論は何かといえば藩の財政収入の確保という為政者の立場からする適正規模論であるとした。このような為政者的適正規模論よりも、農業経営者自身が近世農業経営の適正規模をどのように考えていたかを、今後「農民的農書」の中から探り出してみたいとして、報告を結んだ。

ここでは先ずその手始めとして、糸橋聖信の考と非常に似てはいるが、もともと農民出身で農民的要素を持つ長島仁左衛門の考を紹介しておこう。仁左衛門は、藩財政の立場からではなく、農家経済の立場から、他人を雇傭する大きな規模の経営は貸銀の高騰という点から事実上不可能であるとして、家族労働によるより規模の小さい経営を、農家の立場からする適当な規模と考えているのである。(三橋氏記)

## 【討論要旨】

### ①「利」をめぐって

単なる自給的な需要充足主義ではなく、やはり小商品生産の展開を反映したものと考えられる。

### ② 関東農民の農業観

「豊年税書」等と比較するとおもしろいのではないかと、商品生産に對する取り組み方、とりわけ支配側の姿勢等を探っていきけるのではないかと、それによって関東農業という地域性の特徴が明らかになるのではないかとこの意見が出された。

### ③ 経営規模をめぐる領主と農民の対抗関係

両者の適正規模論の相違がどこにあるのかが、討論の中心となった。ここで、為政者・学者の農書と農民の農書との比較検討が必要である。領主の場合は、担税能力との関係で抑制しようとするが、農民の側も単純な拡大志向とはいえない。そこには農業技術の問題もあるが、更には水・肥料・飼料といった共同体の問題や、節欲・儉約といった思想的な問題もあるのではないかとこの意見が(三橋氏記)出された。

(三橋氏記)